

第10回役員選挙について

下記のとおり役員選挙が実施されます。評議員選挙の投票用紙は、登録者指定の連絡先に5月中旬に事務局から直接お送りしますので、送付される指定用紙を使って投票して下さい。なお理事長・理事選挙の投票用紙は評議員就任の確定後7月初旬に送付されます。

日本公衆衛生学会役員選挙告示

日本公衆衛生学会
第10回選挙管理委員会

評議員選挙告示

役員選出に関する規定（日本公衆衛生雑誌第45巻第12号，1,180頁掲載）にもとづき，次のとおり評議員の選挙を行います。

1. 選挙人および被選挙人

平成11年2月26日までに登録した名簿掲載の会員を選挙人および被選挙人とします。

2. 選挙の実施および方法

- (1) 評議員の選挙は地域別，職能別に区分して同時に行います。
- (2) 地域別は表1の都道府県の区分により，それぞれ登録した都道府県単位に選出します。
- (3) 職能別は登録された職能にもとづき，表3の職能別および職能群別区分（A～G）に集約し各区分で選出します。
- (4) 投票締切 平成11年6月10日（木）（当日消印有効）
- (5) 投票用紙送付場所
〒160-0022 東京都新宿区新宿1-29-8
公衛ビル内
日本公衆衛生学会選挙管理委員会
- (6) 開票 平成11年6月16日（水）
- (7) 開票場所 (5)と同じ
- (8) 投票
 - (イ) 投票は無記名とし，1人につき地域別1人，職能別1人の被選挙者氏名を記入します。
 - (ロ) 投票用紙は本選挙管理委員会所定のもの（選挙人連絡先宛に送付するもの）を用い，かつ同封の封筒を用いて郵送して下さい（内封筒は無記名，外封筒は住所氏名を記

表1 地域別評議員数

県名	登録 会員数	定数	県名	登録 会員数	定数
北海道	45	4	滋賀	23	3
青森	15	2	京都	18	2
岩手	17	2	大阪	147	9
宮城	23	3	兵庫	65	5
秋田	13	2	奈良	11	2
山形	18	2	和歌山	21	3
福島	11	2	鳥取	8	1
茨城	46	4	島根	23	3
栃木	30	3	岡山	32	3
群馬	50	4	広島	21	3
埼玉	83	6	山口	20	2
千葉	57	4	徳島	7	1
東京	454	24	香川	14	2
神奈川	106	7	愛媛	29	3
新潟	21	3	高知	11	2
山梨	13	2	福岡	53	4
長野	17	2	佐賀	3	1
富山	13	2	長崎	4	1
石川	27	3	熊本	9	1
福井	42	4	大分	49	4
岐阜	20	2	宮崎	2	1
静岡	25	3	鹿児島	5	1
愛知	134	8	沖縄	10	1
三重	17	2	合計	1,882	158

入して下さい。外封筒に住所氏名のないものは無効とします。

他の用紙等による投票は無効になります。投票用紙に他事記入のあるものは無効とします。

(9) 地域別評議員数と職能別および職能群別評議員数は表1と表3のとおりです。

3. 当選人の決定

- (1) 地域別および職能別にその有効投票の最多数を得た者から順次当選人とします。
- (2) 地域別および職能別とも同じ投票数の者が2人以上のときは委員長が抽選で当選人を決定します。
- (3) 同一人が地域別および職能別の両方に当選した場合には得票数の多い方に決定します。
- (4) 当選人が決定したときは選挙管理委員会は当選人に当選の旨を通知します。

4. その他

その他疑義が生じた場合は、そのつど選挙管理委員会において決定します。

理事長選挙告示

役員選出に関する規定（日本公衆衛生雑誌第45巻第12号，1,180頁掲載）にもとづき，次のとおり理事長の選出を行います。

1. 選挙人および被選挙人

評議員に選出された地域別，職能別の評議員名簿のすべての者を選挙人および被選挙人とします。

2. 選挙の実施および方法

(1) 評議員の互選により選出します。

役員選出に関する規定第21条第2項により，立候補，または候補者推せんを妨げません（立候補者名，推せん者名については，特に通知はしませんので届出等の必要はありません）。

(2) 投票締切 平成11年7月30日（金）（当日消印有効）

(3) 投票用紙送付場所

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-29-8

公衛ビル内

日本公衆衛生学会選挙管理委員会

表2 地域別区分理事数

ブロック区分	都道府県名	登録会員数	評議員数	理事定数
東北 北海道	北海道，青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島	142	17	1
関東 甲信越	茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，東京，神奈川，新潟，山梨，長野	877	59	3
東北 海陸	富山，石川，福井，岐阜，静岡，愛知，三重	278	24	1
近畿	滋賀，京都，大阪，兵庫，奈良，和歌山	285	24	1
中国 四国	鳥取，島根，岡山，広島，山口，徳島，香川，愛媛，高知	165	20	1
九州	福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，宮崎，鹿児島，沖縄	135	14	1
計		1,882	158	8

注：評議員数は各県ごとの合計であるため，ブロックの会員数を根拠とした理事定数と均衡しないことがあります。

(4) 開票 平成11年8月3日（火）

(5) 開票場所 (3)と同じ

(6) 投票

(イ) 投票は単記無記名とします。

(ロ) 投票用紙は本選挙管理委員会所定のもの

表3 職能別および職能群別評議員数・理事数

区分	職能別	登録会員数	評議員数	理事定数
A	1 医師 —I行政系 (355)	355	19	2
B	—II教育・研究系(460)	460	24	2
C	—III医療系 (99) —IVその他 (60)	159	9	1
D	2 歯科医師 (75) 4 獣医師 (24) 8 歯科衛生士・歯科技工士 (10) 9 診療放射線技師・診療エックス線技師 (4) 10 臨床検査技師・衛生検査技師 (25) 23 その他 (79)	217	12	1
E	3 薬剤師 (54) 11 管理栄養士・栄養士 (72) 12 食品衛生監視員 (3) 13 環境衛生監視員・環境衛生指導員 (3) 14 リハビリテーション系 (13) 17 衛生管理者・安全管理者 (9) 22 生物・物理・化学・工学系 (48)	202	12	1
F	5 保健婦(士) (229) 6 助産婦(士) (20) 7 看護婦(士)・准看護婦(士) (41)	290	16	1
G	15 ソーシャルワーク系 (5) 16 養護教諭・学校保健および体育系 (23) 18 健康教育系 (102) 19 社会科学系 (47) 20 衛生統計系 (16) 21 衛生関係事務系 (6)	199	11	1
合計		1,882	103	9

(同封のもの)を用い、かつ同封の封筒を用いて郵送して下さい。

他の用紙等による投票は無効とします。

投票用紙に他事記入のあるものは無効とします。

3. 当選人の決定

(1) 有効投票の最多数を得た者を当選人とします。

(2) 得票数が同じであるときは委員長が抽選で決定します。

(3) 当選人が決定したときは選挙管理委員会は当選人に当選の旨を通知します。

4. その他

その他疑義が生じた場合は、そのつど選挙管理委員会において決定します。

理事選挙告示

役員選出に関する規定(日本公衆衛生雑誌第45巻第12号, 1,180頁掲載)にもとづき、次のとおり理事の選出を行います。

1. 選挙人および被選挙人

評議員に選出された評議員名簿の者を選挙人および被選挙人とします。

(1) 地域別理事については地域別に選出された評議員名簿によります。

(2) 職能別理事については職能別に選出された評議員名簿によります。

2. 選挙の実施および方法

(1) 理事の選出は地域別および職能別によって行います。

(2) 地域別は表2の6ブロックの区分より、そ

のブロックに属する地域から選出された評議員の互選により選出します。

(3) 職能別は表3の職能別および職能群別の区分により、その区分から選出された評議員の互選により選出します。

(4) 投票締切 平成11年7月30日(金)(当日消印有効)

(5) 投票用紙送付場所

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-29-8

公衛ビル内

日本公衆衛生学会選挙管理委員会

(6) 開票 平成11年8月3日(火)

(7) 開票場所 (5)に同じ

(8) 投票

(イ) 投票は単記無記名とします。

(ロ) 投票用紙は本選挙管理委員会所定のもの(同封のもの)を用い、かつ同封の封筒を用いて郵送して下さい。他の用紙等による投票は無効とします。投票用紙に他事記入のあるものは無効とします。

3. 当選人の決定

(1) 地域別および職能別にその有効投票の最多数を得た者より順次当選人とします。

(2) 同じ得票数の者が2人以上のときは委員長が抽選で当選人を決定します。

(3) 当選人が決定したときは選挙管理委員会は当選人に当選の旨を通知します。

4. その他

その他疑義が生じた場合は、そのつど選挙管理委員会において決定します。